冨士交通株式会社安全情報

運輸安全マネジメントの取組 2025

すべては、お客様のために！

「安全確保と安心の提供」

目　　次

Ⅰ　輸送の安全に関する基本的な方針

Ⅱ　輸送の安全に関する目標とその達成状況

Ⅲ　自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する情報

Ⅳ　安全管理規程

Ⅴ　輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

Ⅵ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

Ⅶ　輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

Ⅷ　輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

Ⅸ　安全統括管理者に係る情報

Ⅹ 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

Ⅺ 事業用自動車に係る情報

Ⅻ 行政処分の公表

Ⅰ 輸送の安全に関する基本的な方針

1. .輸送の安全確保が事業経営の根幹である事を深く認識し、社員に輸送の安全確保が最重要であるという意識を徹底させ、社長自らが主導的な役割を果たします。

2. 輸送の安全に関する法令を遵守し、安全管理体制の構築と維持に努めます。

3. 安全に関する計画の策定及び確実な実施。安全に関する意見を聴取し対策を見直し、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

Ⅱ 輸送の安全に関する目標と達成状況

安全目標　**「無事故・無違反」**

2025年度事故の統計（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

内 容	目　標	結　果
重大事故	0 件	0 件
有責事故	0 件	0 件
車両故障	0 件	1 件
違反	0 件	0 件

Ⅲ 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する情報（2025年）

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故は、発生していません。

事故件数　0 件　（前年度比　±0 件）

Ⅳ 安全管理規程

別紙1のとおり

Ⅴ 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

① 運転記録証明書の発行に基づき、指導教育を徹底します。

② タイヤチェーン講習会を実施します。

③ 代表者による現場巡視を定期的に実施します。

④ 交通安全運動期間中、事故防止運動を推進します。

⑤ ヒヤリハット・キガカリの収集分析を行い、事故防止に努めます。

⑥ 全車両にドライブレコーダー及びデジタルタコグラフ搭載します。

⑦ 内部監査を実施し、必要な是正・改善措置又は予防措置を講じます。

⑧ 安全性の向上に努めアルコール検知器の定期的な保守管理を実施します。

⑨ 健康起因事故防止のため、睡眠時無呼吸症候群（SAS）・脳ドック検査を行います。

⑩ 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的に行います。

⑪ IP無線を活用し、緊急時対応に備えます。

Ⅵ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙2　安全管理体制図

別紙3　事故・事件・緊急時・災害時の連絡体制図

Ⅶ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況（2025年度）

① 乗務員年間指導計画に基づき、安全教育を実施しました。

② 運　転　者に対する教育及び研修の実施　2025 年度　12 回

③ 運行管理者に対する教育及び研修の実施　2025 年度　3 回

④ 整備管理者に対する教育及び研修の実施　2025 年度　2 回

⑤ 初任運転者に対する添乗実技指導の実施　2025 年度　3 回

⑥ タイヤチェーン装着訓練　2025 年度　1 回

⑦ 内部監査の実施　2026 年 3 月実施

Ⅷ　輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

① 運輸安全マネジメント認定セミナー受講　2025 年度　2 名

② 貸切バス事業者安全性評価認定制度　2025 年度　二つ星更新

③ 内部監査結果で、実施されていない一部のＩＰ無線導入を 2026 年導入に計画変更

④ 内部監査結果は、ＩＰ無線導入計画変更以外は概ね適性とされフォローアップ案件は無し

⑤ 2026 年度より乗務員教育をｅラーニングに変更すべく計画立案

Ⅸ 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者　代表取締役 萩 文三男

平成25年10月1日選任

Ⅹ 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報

運転者	雇用形態	正規雇用	正規雇用以外		
		１０人	５人		
	社会保険等加入者数	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		１４人	１４人	１５人	１４人
	平均勤続年数	１２年			
	平均給与月額の水準	正規雇用運転者	正規雇用以外運転者		
		Ａ	Ｂ		
	入社運転士数	２人	１人		

	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
運行管理者及び整備管理者の人数	６人	５人	３人	５人
内他業務（運転者等）の兼任者数	６人	４人	３人	４人

Ⅺ 事業用自動車に係る情報

区分	車両数	年式		平均車齢	ドライブレコーダー搭載車両導入台数	デジタル式運行記録計搭載車両導入数	ＡＳＶ搭載車両導入台数
		最古	最新				
大型	10 台	25 年	7 年	16 年	10 台	10 台	1 台
中型	2 台	25 年	19 年	22 年	2 台	2 台	0 台
小型	4 台	21 年	7 年	13 年	4 台	4 台	0 台

区分	主な運行の態様 観光輸送・学校・企業等送迎・冠婚葬祭輸送など	任意保険の加入状況	
		対人保険補償額	対物保険補償額
大型	観光輸送、学校・企業送迎、冠婚葬祭	無制限	無制限
中型	観光輸送、学校・企業送迎、冠婚葬祭	無制限	無制限
小型	観光輸送、学校・企業送迎、冠婚葬祭	無制限	無制限

Ⅻ 行政処分の公表

2025 年度　行政処分を受けておりません。

別紙2

冨士交通株式会社　安全管理体制図

2026/4/1更新

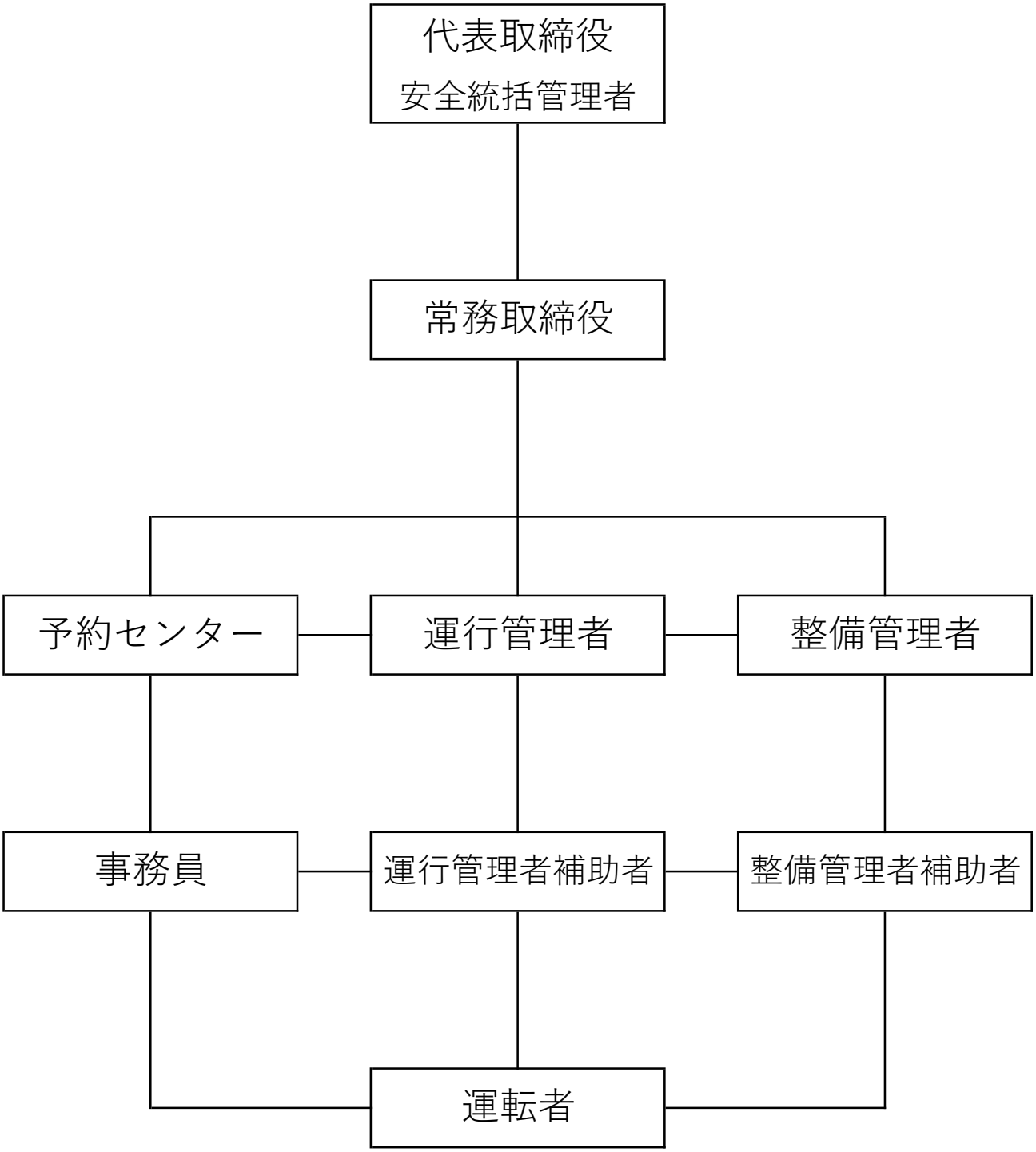

別紙3

冨士交通株式会社　連絡体制図

2026/04/01更新

「事故・事件・緊急時・災害時」

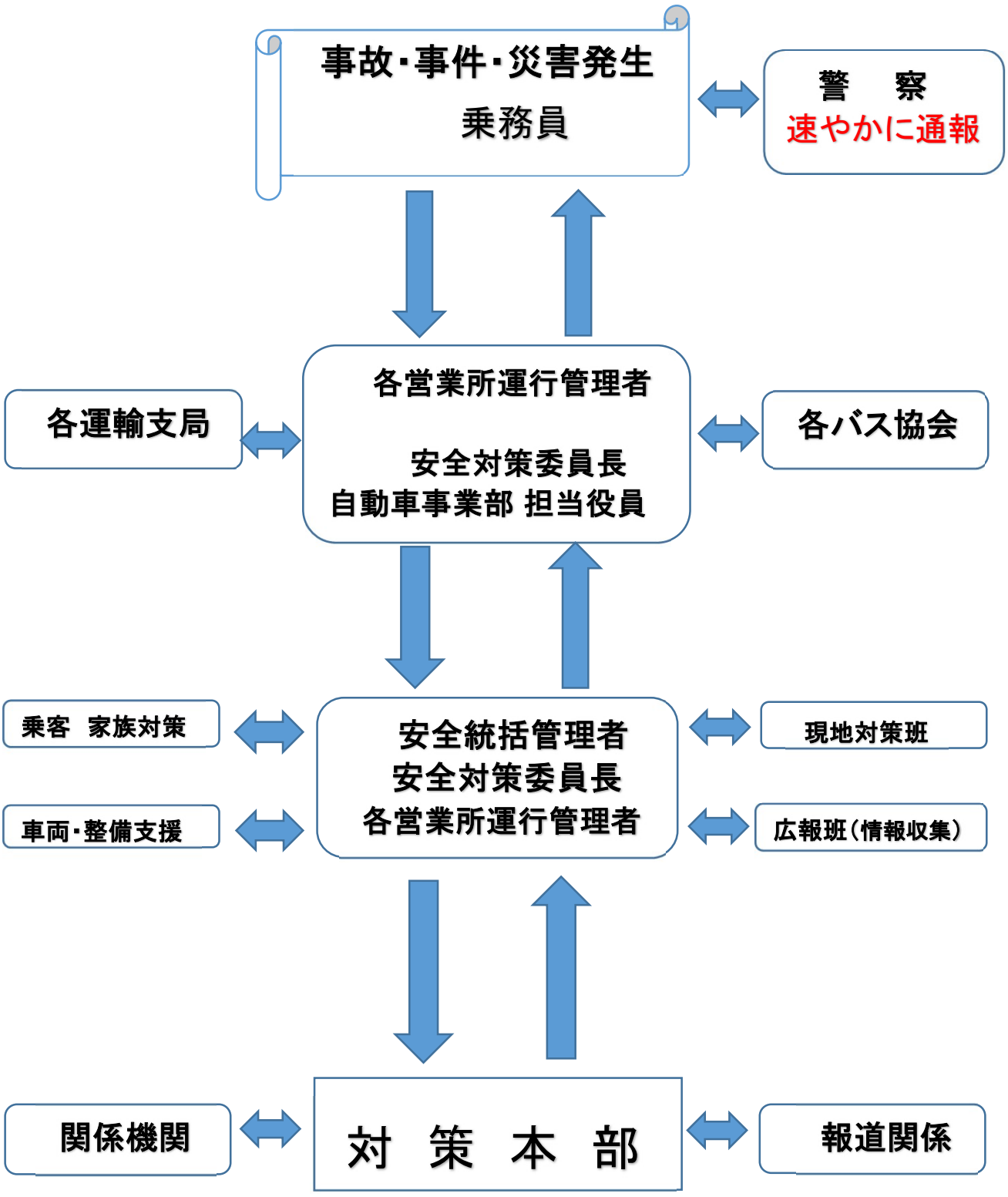

初任運転者に対する安全運転の実技指導公表について

旅客自動車車運送事業運輸規則第47条の7第1項に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項など（国土交通省告示第1089号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が、報告すべき事項について公表します。

１．初任運転者に対する特別な指導（座学）の内容及び時間

①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項

- 法令に基づき運転者が遵守すべき事項
- 交通ルールの遵守と理解
- 運行指示書の遵守と理解
- 安全運行の基本的な心構え

②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法

- 自動車の基本的な構造及び装置の概要
- 車高、視野、死角、内輪差などの理解
- 日常点検の方法

③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

- シートベルトの着用の徹底の指導
- 運行の安全のために留意すべき事項及び旅客の安全確保のために留意すべき注意点

④危険の予測及び回避

- 事故んつながる恐れのある危険の理解
- 事故を回避するための運転方法など
- 運転する自動車と同一の借区分の自動車を用いた制御装置の急な操作方法の指導

⑤安全性の向上のための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

- 安全向上のための装置などの理解
- 適切な運転方法の指導

⑥ドライブレコーダーの記録による運転者自身の運転特性の把握と是正

- ドライブレコーダーの記録による運転者自身の運転特性の把握、必要に応じて是正のための必要な指導

①～⑥の内容で10時間以上の指導を実施する

２．初任運転者に対する特別な指導（実技）の内容及び時間

①訓練に使用する車種は、大型・中型・小型を使用し、指導者同乗させて指導する

②ルートは、市街地・山間部・夜間走行・高速道路走行を含める

③実技訓練は、ハンドル時間を20時間以上とし、デジタコ操作を含めて訓練を実施する

３．初任運転者に対する特別な指導に添乗する指導者

①各営業所の運行管理者による指導

②指導者は、各営業所の運行管理者が実施する

乗務歴は、10年以上。　指導歴は3年～10年を超える者が指導にあたる